

「強制出向裁判」第4回口頭弁論が開廷

9月28日、下茂さんと西さんの「強制出向裁判（地位確認等請求事件）」の第4回口頭弁論が大阪地裁809号法廷において開廷されました。

1月20日、下茂さんと西さんは、「本人の同意のない出向は無効である」として大阪地裁に提訴しました。3月17日、第1回口頭弁論が開廷され、下茂さんが原告（下茂さん、西さん）を代表して、「54歳原則出向を悪用した本件出向は違法・無効であることと、1日も早い大阪第一・第二運輸所の新幹線運転士への復帰」を訴えました。

その後、5月16日に第2回口頭弁論、7月15日に第3回口頭弁論、9月28日に第4回口頭弁論が開廷されました。次回の第5回口頭弁論は、12月19日に開廷されます。

会社の不当な主張に対して反論！

会社は、答弁書や準備書面において、本件出向の不当性を覆い隠すためにデタラメ・ゴマカシの主張を展開しています。原告の下茂さんと西さんは、会社の不当な主張に対して、以下のように反論（要約）しています。

- ①会社「就業規則等に出向に関する定めがある場合は、使用者は労働者の個別の同意を得ることなく出向を命じることができる」
原告「本件出向は、大きく業務内容が変更され減給も伴う。出向に関する労働協約がない。在籍出向ではなく実質は転籍出向である。よって、個別同意は必要である」
- ②会社「定年後再雇用はまったく新たな契約の締結である」
原告「『定年退職後も雇用を希望する者について…定年退職後の翌日から雇用する（就業規則）』とされているとおり、まったく別個の新しい契約ではない」
- ③会社「本件出向命令は業務上の必要性（新幹線乗務員の余剰人員の雇用確保）に基づく命令である」
原告「乗務員が不足しており、休日出勤が発生したり年休が取りづらくなっている」
- ④会社「新幹線乗務員35名全員に一律に出向を命じることとした」
原告「大阪第一・第二運輸所のJR東海ユニオン組合員6名を、出向命令の打診が始まる直前に、出向を命じない名古屋運輸所に異動させている」
- ⑤会社「原告や組合に対して丁寧な説明や真摯な議論を行っている」
原告「丁寧な説明や真摯な議論は一切ないことを事実関係をあげて反論」
- ⑥原告「専任社員の従事すべき業務は『定年退職時に従事していた業務』とされている。使用者は現場から排除したい労働者に対し出向命令を発し、専任社員となった後に出向命令の効力が否定されたとしても、出向先での業務がその契約内容になるという脱法を許してしまうことになる。定年前の出向命令の効力が否定される場合には、出向命令前に従事していた業務に就くものとして、専任社員雇用契約の内容が確定されなくてはならない」

第5回口頭弁論 12月19日14時～ 大阪地裁809号法廷